

平成29年度 第1回宮古島市教育委員会（定例会）議事日程

平成29年4月27日（木） 午後3時 開議

城辺庁舎2階インキュベート室

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 承認事項 会議録の承認について（平成28年度第12回定例会）
- 日程第3 報 告 教育長報告
- 日程第4 報告第1号 臨時代理処分の承認について（宮古島市立教育研究所長の委嘱について）
- 日程第5 議案第1号 宮古島市の臨時職員に関する規則の一部を改正する規則の提出について
- 日程第6 議案第2号 宮古島市教育委員会人事異動の承認について
- 日程第7 その他 伊良部地区学校統廃合計画に関する請願書（公開質問書）に対する回答
- 日程第8 その他

報告第1号

臨時代理処分の承認について（宮古島市立教育研究所長の委嘱について）

上記案件については、宮古島市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第2条の規定により宮古島市教育委員会へ付議する事項となっているが、教育委員会に付議する暇がないため、同規則第4条の規定により臨時に代理することとしたのでこれを報告し、承認を求める。

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成29年4月27日

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

別紙

宮古島市立教育研究所長

氏名	住所	生年月日	備考
田場 秀樹	宮古島市平良 [REDACTED] [REDACTED]	[REDACTED]	宮古島市立教育研 究所長

議案第 1 号

宮古島市の臨時職員に関する規則の一部を改正する規則の提出について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成 29 年 4 月 27 日

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

提案理由

特別支援教育支援員の賃金を改善するには、規則の一部改正を例規審査会に提出する必要があるため、本案を提出します。

別紙

宮古島市の臨時職員に関する規則の一部を改正する規則

宮古島市の臨時職員に関する規則（平成17年宮古島市規則第25号）の一部を次のように改正する。

別表中、

「

一般事務・技術関係事務補助員、電話交換手、保育所調理員、農林水産業作業員、特別支援教育支援員(小・中学校)、司書、用務員、日本語学習支援員及び幼稚園	6,300
--	-------

」

を

「

一般事務・技術関係事務補助員、電話交換手、保育所調理員、農林水産業作業員、司書、用務員、日本語学習支援員及び幼稚園	6,300
特別支援教育支援員(小・中学校)	7,200

、

」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第 2 号

宮古島市教育委員会人事異動の承認について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成 29 年 4 月 27 日

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

提案理由

平成 29 年度人事異動について、承認を求める必要があるため、本案を提出
します。